平成２８年（フ）第２０８９号
東京都江戸川区東葛西７丁目１―12―702
債務者　小堀川あゆみ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０９１号
東京都練馬区栄町27―７―402
債務者　星野　　拓
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０９６号
東京都中野区新井４丁目21―10　Ｋアパートメント202
債務者　中前まり子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０９８号
東京都足立区千住宮元町30―16―217
債務者　小林　哲司
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１０１号
東京都足立区栗原１丁目21―６―101
債務者　戸張　貞雄
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１０３号
東京都西東京市谷戸町２丁目１―78―54
債務者　中川　寛子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１０４号
東京都小平市学園西町１丁目27―２　一ツ橋ハイツＢ―103
債務者　本家　慶野（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１０８号
東京都江戸川区東葛西７丁目９―15―108
債務者　杉田　尚子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１０９号
東京都新宿区大京町13―18―207
債務者　高橋　　聡
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１１０号
東京都武蔵野市御殿山２丁目15―７―201
債務者　角田　信彦
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１１５号
東京都豊島区池袋３丁目64―４―102
債務者　武藤　國光
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１１７号
東京都東大和市上北台２丁目880　上北台住宅５―404
債務者　有本　雅子
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１２０号
東京都中野区新井１丁目38―５―201
債務者　手塚　孝夫
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１２２号
東京都北区豊島５丁目５―６―1320
債務者　松尾　恭一
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１２５号
東京都大田区大森東４丁目18―７―102
債務者　平林　政巳
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部